

飲食店における標識掲示に関する留意事項について

1 新制度の開始時期及び標識の使い分け等について

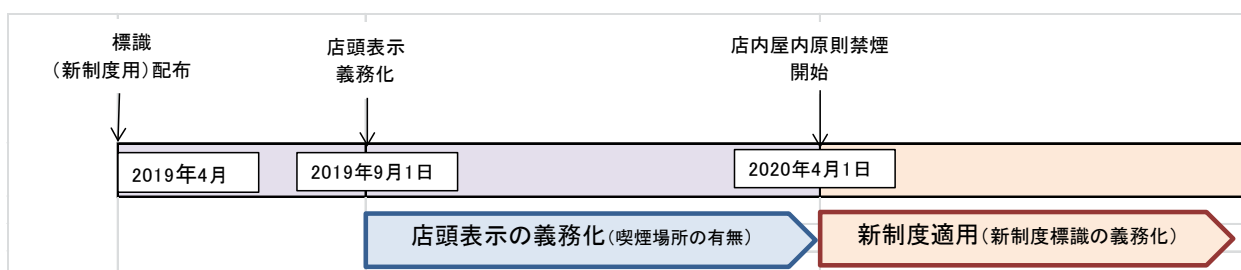
新制度（原則屋内禁煙）の開始は2020年4月1日ですが、飲食店においては、2019年9月1日から、施設の出入口に喫煙場所の有無に関する標識を掲示することが義務付けられます。

新制度開始前の期間（2019年9月1日～2020年3月31日）においては、その時点での状況を掲示してください（禁煙か喫煙場所があるかのみ）。

新制度開始に先がけて、技術的基準（施設管理者向け標識掲示パンフレットP10他）を満たす喫煙専用室等を設置した場合には、新制度に基づく標識（今回お配りしているもの）を掲示してください。

新制度の開始時期や使用すべき標識については、以下のとおりです。

* 新制度開始後に喫煙専用室等を設置した場合、技術的基準を満たす必要があるため、違反した場合は、行政指導及び行政処分の対象となります。



2 2020年3月31日まで使用できる標識（分煙、全面喫煙等）について

当面の間、ホームページからダウンロードしていただけます。

「とうきょう健康ステーション」 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/leaflet/>

また、シール型標識の在庫もありますので、希望者は3の窓口まで御連絡ください。

3 標識の送付希望の受付及び相談窓口について

東京都では受動喫煙防止対策に係る相談窓口を設けております。喫煙室設置に関する技術的基準に関するお問合せにつきましては、受動喫煙防止対策に精通した労働衛生コンサルタントの専門家による相談も受け付けておりますので、御活用ください。標識の送付希望についてもこちらで受け付けます。

受動喫煙防止対策に係る相談窓口（電話相談及び来所相談）

電話番号：0570-069690（もくもくゼロ）／来所相談：都庁第一本庁舎 29 階中央

「受動喫煙防止対策 相談窓口」（電話予約をいただくとスムーズです。）

受付日時：平日（月曜日から金曜日まで）午前9時00分から午後5時45分まで

4 よくある質問

- 店内は全面禁煙ですが、どの標識を掲示すれば良いですか？

→「禁煙」の新標識を掲示してください。

- 店内は既に喫煙専用室（飲食不可）以外禁煙ですが、どのように掲示すれば良いですか？

→技術的基準を満たす喫煙専用室を設置した場合は、喫煙室の出入口に「喫煙専用室」、施設の出入口に「喫煙専用室あり」の新標識を掲示してください。

- 分煙ですが、どの標識を掲示すれば良いですか？

→2019年9月までに、店内の喫煙状況が分かる標識を掲示してください。

また、2020年4月からは、新制度が始まり、原則屋内禁煙となりますので、必要な対策を行った上、新制度の標識を掲示してください。

(問合せ先)

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03-5320-4361

F A X 03-5388-1427